

# デイサービスセンターひまわり運営規程

## (認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護)

### (事業の目的)

第1条 有限会社メディカルサービス廿日市が開設するデイサービスセンターひまわり（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態（介護予防認知症対応型通所介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適切な認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 サービスの提供にあつては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。
  - 4 公共性、公益性を踏まえ、利用者や家族に安心感、満足感を提供できる環境の確保と向上を目指す。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターひまわり
- (2) 所在地 廿日市市宮内字佐原田4190番地の1
- (3) 開設年月日 平成14年3月1日
- (4) 電話番号 0829-38-2112
- (5) 管理者名 兼房 恵美
- (6) 介護保険指定番号 3492700012

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 5名以上（介護職員と兼務）  
生活相談員は、利用者又はその家族の相談に応じ、助言その他援助を行う。
- (3) 看護職員 5名以上（機能訓練指導員と兼務）  
看護職員は、利用者に対し必要な援助、並びに日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び指導を行う。
- (4) 介護職員 5名以上（生活相談員と兼務）  
介護職員は、利用者に対し必要な援助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 5名以上（看護職員と兼務）  
機能訓練指導員は、リハビリテーションの計画及び実施、またその指導等を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日（1月1日を除く）
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後4時45分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時15分から午後4時45分までとする。
- (4) 延長サービス時間 午後4時45分から午後9時までとする。

(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の利用定員)

第6条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の利用定員は、10人とする。

(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第7条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導および日常生活訓練
- (6) 個別機能訓練 (10:00~12:00 又は 13:00~15:00)
- (7) 口腔機能向上サービス
- (8) レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

第8条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前二項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
  - 一 食費 一日あたり790円
  - 二 前号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるもの 別表
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業実施地域は、廿日市市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- (2) 事業所の秩序、風紀を乱し、また安全衛生を害しないこと。
- (3) 指定した場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行わないこと。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に転落、転倒、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、状況を把握し次のとおり対処する。安全管理対策委員会において事故発生の再発予防に努める。

- (1) 必要に応じて病院等で受診し治療を受ける。
- (2) 家族等へ事故の内容、状況を報告する。
- (3) 必要に応じて警察へ連絡する。
- (4) 状況を事故発生連絡票に記入し、保険者に連絡する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所の従業者は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこと。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める有限会社メディカルサービス廿日市の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 食中毒及び伝染病(感染者)の発生を防止するとともに、蔓延することがないように水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

(守秘義務)

第19条 職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を行う。

- 2 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさない。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び家族から予め同意を得る。
  - ①介護保険サービスの利用のための市町、居宅介護支援事業者その他介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供。
  - ②介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。

(賠償責任)

第20条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に伴って、当事業所の帰すべき事由によって、利用者が被害を被った場合、当事業所は、利用者に対して損害を賠償するものとする。

- 2 利用者の帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者は、当事業所に対して、その損害を賠償する。

(身体拘束)

第21条 原則として利用者に対し身体拘束は行わないこととする。但し、自傷行為の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所の管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う。この場合は管理者がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載する。又、身体拘束の必要がなくなった場合は直ちに拘束を取りやめることとする。

(苦情処理)

第22条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員会を選任するなど必要な措置を講ずる。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町からの文書の提出・提示を求め、又は市町職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、広島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、広島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(高齢者虐待防止)

第23条 事業所は、利用者等の人權の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 利用者に対する虐待防止に迅速かつ適切に対応するため虐待防止責任者を定め、必要な措置を講じる。
- (2) 虐待の防止に係る対策を検討するために委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者十分に周知する。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (4) 基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底し、ケアの質の向上を図る。また、関連する法律や規定の内容について研修等を通じて学び、従業者の人權意識の向上や知識や技術の向上を図る。
- (5) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を行う。
- (6) 虐待が疑われる事例を発見した場合、市町等関係機関に報告する。
- (7) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
- (8) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、事業所内に掲示する。担当者が窓口となり、担当者による会議で検討し、苦情処理困難な場合は広島県国民健康保険団体連合会、保険者等と連携を図り、決定した今後の方針について苦情申し立て者へのフィードバックの充実を図る。

2 指定通所介護及び指定介護予防通所介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、有限会社メディカルサービス廿日市の社員総会において定めるものとする。

(第三者評価の実施)

実施している	<u>実施していない</u>
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況：	】

附 則

この規程は、平成18年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成21年10月 1日一部改正。

この規程は、平成21年11月 1日一部改正。

この規程は、平成24年 3月 1日一部改正。

この規程は、平成24年 4月 1日一部改正。

この規程は、平成25年 4月 1日一部改正。

この規程は、平成26年12月 1日一部改正。

この規程は、平成30年12月 1日一部改正。

この規程は、令和 元年 9月 1日一部改正。

この規程は、令和 3年 4月 1日一部改正。

この規程は、令和 3年 5月 1日一部改正。

この規程は、令和 3年 9月 6日一部改正。

この規程は、令和 3年 9月 6日一部改正。

この規程は、令和 5年 4月 1日一部改正。

この規程は、令和 6年 3月 1日一部改正。